

令和8年度第1回 徳島県最低賃金専門部会 議事録

1 開催日時、場所

日時 令和8年7月30日（木） 午前10時40分～午後0時00分

場所 ホテルパークウエストン3F アニエスルーム（徳島市南前川町3-1-22）

2 出席者

（公益委員） 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 三木委員 南委員

（使側委員） 五島委員 中村委員 脇田委員

3 主要議題

（1）部会長、部会長代理の選任について

（2）徳島県最低賃金改正審議について

（3）その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

ただいまより、令和8年度第1回徳島県最低賃金専門部会を開催します。

部会長が選任されるまでの間、事務局にて進行させていただきます。

お手元に配布させていただいた資料は、本審にて既にお配りしたものでありますが、追加したものもございますのでご説明いたします。

資料No. 2をご覧ください。

第1回本審でご覧いただいた経済状況の基調判断に関しまして、6月公表分と一部7月公表分を加えたものとなります。

資料No. 3をご覧ください。

消費者物価指数の推移について第2回本審において年単位の推移についてご覧いただいたところですが、足元の月単位の推移について追加させていただきました。

資料No. 4は第2回本審においてご覧いただいたものと同じものとなります。

資料No. 5は厚生労働省が令和7年7月20日から8月10日にかけて、従業員数100人以上の企業を対象に実施した賃金引上げ等の実態に関する調査結果です。

30ページに平成11年からの賃金改定の推移等がグラフ化されています。

39ページ、資料No. 6が今年度実施した最低賃金に関する基礎調査結果となります。

例年実施している調査で徳島県内の100人未満の製造業等の事業所と、その他業種は30人未満の事業所を対象として今年の6月現在の支払賃金の状況を調査したものです。

1,628事業所を対象に行っています。このうち地賃の対象となる事業所数は1,420件となります。

集計概要をご覧ください。全体の未満率は1.99%で、パートだけの未満率は1.48%となっています。

平均賃金額は、全体で月平均賃金額が199,919円で、時間当たりでは1,485円となっています。また、パートに限定した場合は月平均賃金額が93,098円、時間当たりでは1,290円となっています。

次に41ページをご覧ください。

項目2「未満率の推移」として平成29年から令和8年までの未満率の推移を表しています。令和8年調査における未満率は1.99であり、昨年の1.98とほぼ変わらない状況でした。

項目3、賃金分布、影響率グラフを確認していただくと、1,050円に大きな山があり、次に1,100円にも大きな山があります。

項目4、影響率は、現在の賃金分布において賃金の引上げを行った際に影響を受ける労働者がどれくらいいるのかを試算したもので、1円単位で試算しています。項目3のグラフではBランク目安額である56円を上げた場合の影響率を示しています。

42ページの1,101円の欄をご覧ください、全体の影響率としては26.61%となっています。賃金分布にあるとおり、1,100円の山が大きい為、1,100円を超えると影響率が急増することが認められます。

44ページ以降は年齢別、男女別の賃金分布となっています。実数ではなく、抽出人数から割り戻して算出した人数となっています。また、52ページ以降は、時間当たりの賃金が1,046円未満の人の一覧となります。

基礎調査結果に関する説明は以上です。

審議運営に戻りまして、委員の出席状況、公開状況について説明させていただきます。

本専門部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の6名以上、又は各側委員の1名以上の出席により成立することとなっております。

本日は、9名全員の委員が出席しておりますので、本専門部会が成立していることを報告します。

また、本専門部会は公開しております。13名の方が傍聴されております。

傍聴される方は、傍聴の注意事項を守っていただくようお願いします。

それでは会次第に沿って進めさせていただきます。

議題1、部会長、部会長代理の選任を行いたいと思います。

部会長及び部会長代理は最低賃金法第25条第4項及び第24条第4項の規定により、公益委員から選出されることとなっています。

6月12日に開催しました公益委員会議において、段野委員に部会長、米澤委員に部会長代理の内諾をいただいております。皆様、よろしいでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

○事務局（賃金室長）

ありがとうございます。

部会長、部会長代理はお手数ですが、机上のプレートを起こしてください。

それでは、段野部会長に以後の進行をお願いしたいと思います。

○段野部会長

段野です。皆様、よろしくお願いします。

それでは早速ですが、議題2の徳島県最低賃金改正の審議に入りたいと思います。

皆様御案内のとおり、昨年の審議におきましては、中央から示された目安を参考に、データに基づいた徳島の実情を踏まえた上で、徳島の立ち位置にふさわしい最低賃金のあり方について審議をいただき、労使それぞれの思いはあったもののお互いが歩み寄り、全会一致により結審することができました。

今年度も、目安を参考にしつつ、これまで事務局から示されました資料や各指標に基づ

いた徳島の実情を踏まえた上で、徳島の最低賃金はどうあるべきなのか、という観点で審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、7月28日に示された目安ではBランクである徳島の目安額は+56円となっております。昨年示された目安額の63円と比較するとやや抑制的な金額となっておりますが過去2番目に高い目安額となっております。

この金額も含めた中央最低賃金審議会の答申内容や、今後の専門部会での審議において重視すべきと考えているポイントや方針など、基本的な考え方について、労使委員からのご意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

では、労側委員からお願いいたします。南委員、お願いいたします。

○南委員

南です。目安伝達を受けて金額審議を始めるに当たり、労側の基本的な考え方としての見解を述べていきます。

今年の春闘では全国加重平均5.01%、徳島県内では4.64%の賃上げが実現しました。しかし賃金は上がっているものの物価上昇も続いていて、特に最賃近傍で働く人の暮らしは厳しく、将来不安を感じているのが実態です。

中東情勢や輸入インフレの影響もあって企業も厳しいとは思いますが、労働者も厳しいのは同じです。その実態が全て数字に出ているわけではありません。

今年も最低賃金の大幅な引き上げで働く人の生活を守り、景気を底支えしていく必要があります。労働側として法定3要素に基づいた真摯な議論を尽くしていきたいと考えています。

よろしくお願いいたします。

○段野部会長

ありがとうございました。

続きまして使側委員、脇田委員、お願いいたします。

○脇田委員

脇田でございます。先ほども言いましたように、目安額、非常に高いなという印象を私は持っております。基本的には、やはり賃金改定状況調査の第4表が、法定3要素が一番考慮された数字と思っております。同調査以降の物価動向であるとか、日銀短観とか、県内景況感とかも踏まえながら、額の提示、議論を進めていきたいなと思っております。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございました。

その他の委員で、ご発言されたい方はいらっしゃいますでしょうか。

中村委員よろしくお願いします。

○中村委員

中村です、よろしくお願いします。

中央の目安が加重平均55円と出ております。率として4.9%ですね。去年は63円で6%ということで、率としては1.1%下がっています。

今の状況に関して言えば、これだけ目安の率、額も下がったということが全てを物語っているのかなと個人的に思っています。

3要素から見ましても、生計費も鈍化はしていますけど上がって、賃金も大きく上がってというところで、全体的なバランスとして、支払能力を非常に重視した結果、この4.9%という少し下がった率になったのかなと、私は分析しております。

その支払能力のデータに関しては、使側にとっても課題ではあるんですけども、中小が含まれたデータというのが少ない状況であります。しかもそのデータは今問題になっている中東情勢が反映されていない、2024年だったりちょっと前のデータになっています。

また、経常利益においても全体では前年度比で7.5%上がっているものの、資本金が1000万円未満では、-12.7%と経営状況の二極化が進み、その格差が大きくなっているというのが数字に表れています。

ですので、特に足下の厳しさというのも企業物価指数で見れると思うんですけども、消費者もちろん上がっていますが、それ以上に企業物価指数も非常に上がっています。石油、石炭関係も上がっていますので、この中東情勢の影響であることと、中小企業の経

営状況が非常に厳しいというところに焦点が当たっての中央の目安かなと考えておりますので、そこをしっかりと今年は見えていかなければいけないかなと思っています。

○段野部会長

ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

はい、お願いします。

○脇田委員

事務局にお願いしたいんですけれども、直近のパート・正社員の募集賃金の下限を教えてくださいなと思います。全国ではなくて、徳島県のもので、わかれば結構です。

○事務局（賃金室長）

分かり次第ご回答いたします。

○段野部会長

そのほか、三木委員お願いします。

○三木委員

お疲れ様です。労働者委員の三木と申します。

3要素については、まず労働者の生計費についてですけれども、徳島県の消費者物価指数は4年間で12.7%上昇しております。2026年5月の指数は114.4と前年同月比の1.6%上昇しているということで、最近は物価の上昇が一時期よりも小さくはなっておりますけれども、上昇率が小さくなったことと物価が下がったことは同じではないということで、例えば100円だったものが110円、113円と値上がりした後に、値上がりの速度が緩やかになっても、私たちは113円払わなければならないことに変わりはないということです。

最低賃金近傍で働く方にとって、食料品や電気、ガス、ガソリン、日用品などは価格が上がったからといって購入を止められるものではないと思っています。

そして、労働者の賃金については、2026年の春闘における連合の集計では、冒頭から申し上げていますように、賃上げ率は全体で4.64、300人以下で3.97と説明がありましたけ

れども、99人以下の企業でも4.59の賃上げが実現しているということになります。

中小企業で一律に賃上げができていないという状況ではなくて、規模の小さい企業においても、人材確保や定着、物価への対応などから現実的に賃上げが行われている状況を知っていてほしいと思っています。

通常の事業の支払能力については、本当に厳しい現状であることは理解はしておりますけれども、徳島は経済力や労働生産性、賃金水準が一般的に全国に比べて決して低くはないということとは言えると思います。

それに関わらず最賃の順位だけが全体的に見たらちょっと低めであると、県内で生み出された付加価値とか賃金改善が最賃近傍で働く労働者に十分還元されていないという問題があるかなと思っています。引き続き、真摯な議論を進めていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○段野部会長

ありがとうございました。

労使双方の金額審議にあたっての基本的な考え方をお伺いしました。

本日は全体会議のほかに、必要に応じて個別協議も交えながら審議を進めてまいりたいと考えております。

労使双方ご意見の違いはあるものの、少なくとも徳島をより良くしたいという思いは一致していると感じております。

昨年度と同様に全会一致を目指しての審議を進めたいと思いますので、皆様どうぞご協力のほど、よろしくお願いします。

それでは、次に労使双方から、現段階で考えている具体的な引上げ額と、その理由、根拠等について、お伺いしたいと思います。

まずは労側、南委員からお願いします。

○南委員

引上げ額についてですが、今年の春闘で県内で働くパート労働者の賃上げの額について、労働組合が組織されていない職場も含めた約4,000人について連合徳島が調査をいたしました。その結果、平均で74.3円の賃上げがありました。中央の審議会でも労働側は75円

引き上げを要求しましたが、徳島県の最低賃金も、74.3円を切り上げて、75円の引き上げを求めます。

○段野部会長

ありがとうございます。

では使側、脇田委員お願いいたします。

○脇田委員

今、労側から74.3円というお話があったんですけれども、法定3要素に基づくデータと
うか、理由を教えていただければと思います。

○三木委員

この75円の引上げということですが、徳島の実態に基づく明確な根拠と思っています。先ほども言いましたとおり、未組織労働者、徳島県内4,000人の実際の賃上げ額が平均74.3円であるということです。

ふたつめに、パート募集賃金が平均額で64円、下限額が63円上昇したという数字を事務局から出してくれたと思うんですが、75円引上げの後の最低賃金1,121円になるんですが、これはパート募集賃金の下限額の1,123円をなお下回る数字であるということです。徳島の物価水準は全国的に見てほぼ同じ、99.3と出ていました。

物価上昇の中で、家計が食費を含めて節約して、とりわけ食品以外の支出を大きく控えているという状況が伺えるということもありますし、先ほど申しました徳島の春闘では99人以下の企業も含めて賃上げが行われているということで、徳島の労働生産性とか定期給与、県民所得は全国上位にある一方で、最低賃金は27位にとどまっているということで、総合的な判断で75円という数字を出したということになります。

○段野部会長

ありがとうございます。

○脇田委員

承知しました。使側ですけれども、やはり第4表の重視はしていきたいとは思っていますが、昨年に比べて上昇率も上がっています。徳島市のエンゲル係数を見ても上昇傾向にあると。それから、徳島は失業率が非常に低い。それから、県内成長率、県内GDPは直近の数字がありませんんですが、日本のGDPが増えているようにも言ってますけれども、周り見ても増えてるような実感は全くないんですけれども、高齢者は多く、企業経営を取り巻く周辺環境が非常に悪くなっていますんで、ほんまに成長しているんかいなみたいな気もしないでもないんですけれども。それから、日銀の短観を見ていましたら、データは2期連続で悪化してきていると。それから倒産件数が増えてきている。そういったところも勘案して、これはデータというか、中賃の公益委員見解をなぞった形で、引上げ額は我々としても目安額である56円を主張したいと思います。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございます。労使双方から現段階での具体的な引上げ額、その理由、根拠をお伺いいたしました。

それぞれの金額につきまして、かなり隔たりがあると分かりましたので、公労、公使で話し合いの場を設けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○段野部会長

ありがとうございます。では公労、公使の順番でもよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○段野部会長

はい、ありがとうございます。

○事務局（労働基準部長）

先ほど脇田委員からご質問がございましたパートの募集の下限について、徳島が2025年で1,123円となっております。

○脇田委員

ありがとうございます。これは募集賃金であって、何も最低賃金っていう最低賃金法という賃金とは違うと私は思ってますんで。

はい、以上です。

○段野部会長

はい、ありがとうございます。では、公労、公使の順で話し合いを進めたいと思っております。

(公労・公使の順で二者協議)

○段野部会長

お待たせいたしました。審議を再開いたします。公労使のそれぞれで話し合いをいただきました。

労使の委員の皆様のお考えについてあらためてお伺いしたいと思います。

まず労側から、南委員よろしく願いいたします。

○南委員

南です。先ほども申しましたが、労側としては75円引き上げを求めていると思います。

最低賃金近傍で働く人たちの生活を守るという視点でお願いしたいと思います。

○段野部会長

ありがとうございます。

続いて使側、脇田委員よろしく願いいたします。

○脇田委員

先ほども言いましたけれども、やはり賃上げ率、法定3要素のデータ、いろんなところを見ていく中で、昨年よりはデータ的には低下しているのは間違いないと思っています。という中で、昨年の額を超えることはまずありえないと私は思っています。

中賃の目安も、個人的には徳島の実態から見てちょっと高いんじゃないかっていう思いもあるんですけども、三つの要素をそれぞれ見ていって総合的に判断していくと、中賃の目安は二アリー（相応）かなとは思うところもありますので、56円を主張していきたいと思っています。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございます。中村委員お願いします。

○中村委員

ひとこと付け加えさせていただきますと、今回専門部会の1回目から中央のBランクの目安56円を示させていただいたのは、やはり賃上げが必要であるということを使側も十分理解しておりますし、頑張っている限り賃上げをしていこうという姿勢の表れと捉えていただけたらと思います。

大変厳しい状況ですけども、その姿勢としては受け止めていただければと思います。

以上です。

○段野部会長

皆様よろしいでしょうか。では、公益の皆様、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

当初お伺いしました金額と変わらないようですので、本日は一旦労使それぞれのご意見を持ち帰っていただきまして、各側におかれましてご検討いただければと思います。次回はお互いの金額が一致する議論をお願いできたらと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からなにかありますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

次回の専門部会につきまして、8月3日、月曜日の午前10時より、この会場で開始したいと思っておりますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

○段野部会長

ありがとうございます。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日はこれで終了いたします。

次回もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（閉会）